

許可申請に必要な書類

- ① 農地法第3条の規定による許可申請書（1部）
- ② 申請農地の土地登記簿の全部事項証明書 ※法務局にて発行
（原本を提出のこと、申請日の3カ月以内に発行されたものであること）
- ③ 申請農地の位置図
（ほ場整備地区内の農地は土地改良区から位置図の写しを発行してもらい添付すること。その他の農地については、農業委員会に備え付けているブルーマップで場所を示しても可。）
- ④ 委任状
（申請は譲受人（又は借人）と譲渡人（又は貸主）の連署であるため、当事者一方の申請又は第三者へ申請手続きを委任する場合に必要）
- ⑤ その他
未相続登記の農地など特殊事情がある場合は必要に応じて添付を要する書類があります。